



内部障がいについて

あなたに知ってほしいこと

内部障がいとは

内臓機能の障がいであり、身体障害者福祉法では「心臓機能」「呼吸器機能」「腎臓機能」「ぼうこう・直腸機能」「小腸機能」「肝臓機能」「ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能」の7種類の機能障がい定められています。

こんなことに困っています

- 外見からわかりにくく、周りから理解されにくいいため、電車やバスの優先席に座りにくいなど、心理的ストレスを受けやすい状況にあります。
- 障がいのある臓器だけでなく、全身状態が低下しているため、体力が低下し、疲れやすいです。重い荷物を持ったり、長時間立っているなどの身体的負担を伴う行動が制限されます。肝臓機能障がいの方はこういったことが、顕著にあらわれます。
集中力や根気が続かず、トラブルになる場合もあります。
- 障がい者用駐車スペースが空いていても、外見からわかりにくく、周りから理解されにくいいため利用できないことがあります。
- 「心臓機能障がい」で心臓ペースメーカー等を使用している方は、携帯電話から発せられる電磁波等の影響で誤作動する恐れがあります。
- 「呼吸器機能障がい」のある方は、タバコの煙などにより大きな影響を受けます。
- 「腎臓機能障がい」には、人工透析治療を受けている方がいます。定期的な通院への理解と時間の配慮が必要です。
- 「ぼうこう・直腸機能障がい」で人工肛門・人工ぼうこうを使用されている方は、専用のトイレが必要です。

こんな配慮をお願いします

「外見からはわかりにくい障がい」があることを理解しましょう

障がいの種類や程度は様々です。外見ではわかりにくく、周りから理解されず苦しんでいる障がいのある方がいることを知りましょう。

決められたルールやマナーを守りましょう

車内等で携帯電話を使用する時は、内部障がいのある方にとって命に関わるものであることを知ったうえで、ルールやマナーを守った行動をしましょう。

風邪などをうつさないよう配慮しましょう

体力が低下しているため、風邪などに感染しやすくなっています。また、障がいのある臓器に悪影響を及ぼすこともあるので、周りの人は注意しましょう。



内部障がいのある方には、ハートプラスマークを付けられている方もいらっしゃいます。

詳しくは

島根県身体障害者団体連合会

〒690-0011 松江市東津田町1741-3

電話：0852-32-5972 FAX：0852-32-5982